

* * 大府市住宅改修助成事業について * *

大府市では、要介護認定者や身体障がい者の方が自宅の改修を行う場合、住宅改修に要した費用に対し、下記の額を限度に助成します。

★住宅改修助成事業★

対 象 者	介護保険制度による要介護・要支援認定者	要介護・要支援認定に該当しない下肢・体幹・視覚障がい度1～3級の身体障害者手帳所持者	
助成額	市民税非課税	40万	60万
	市民税課税	10万	30万
利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護・要支援認定者は、介護保険の居宅介護住宅改修費（詳細は裏面）を全額利用していること。（同時申請可能） 		
助成対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりの取付け ・ 段差の解消 ・ すべりの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更 ・ 引き戸等への扉の取替え ・ 洋式便器等への便器の取替え ・ その他、これらの各工事に付帯して必要な工事 <p style="text-align: center;">* 屋外部分の改修工事も給付の対象となります。</p>		
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の助成制度は、一生涯に一度しか利用することができません。<u>満額に満たなくても権利は消滅します。</u> ・ <u>工事を始める前に、必ず申請してください（工事の着工日は、助成決定日以降となります。決定日以前に着工した場合、助成を受けることはできません）。</u> ・ <u>工事は、助成を決定した年度の3月31日までに完了してください。</u> 		

○様式等は市ホームページからダウンロードできます

<https://www.city.obu.aichi.jp/kenko/koureishashien/zaitaku/1004890.html>

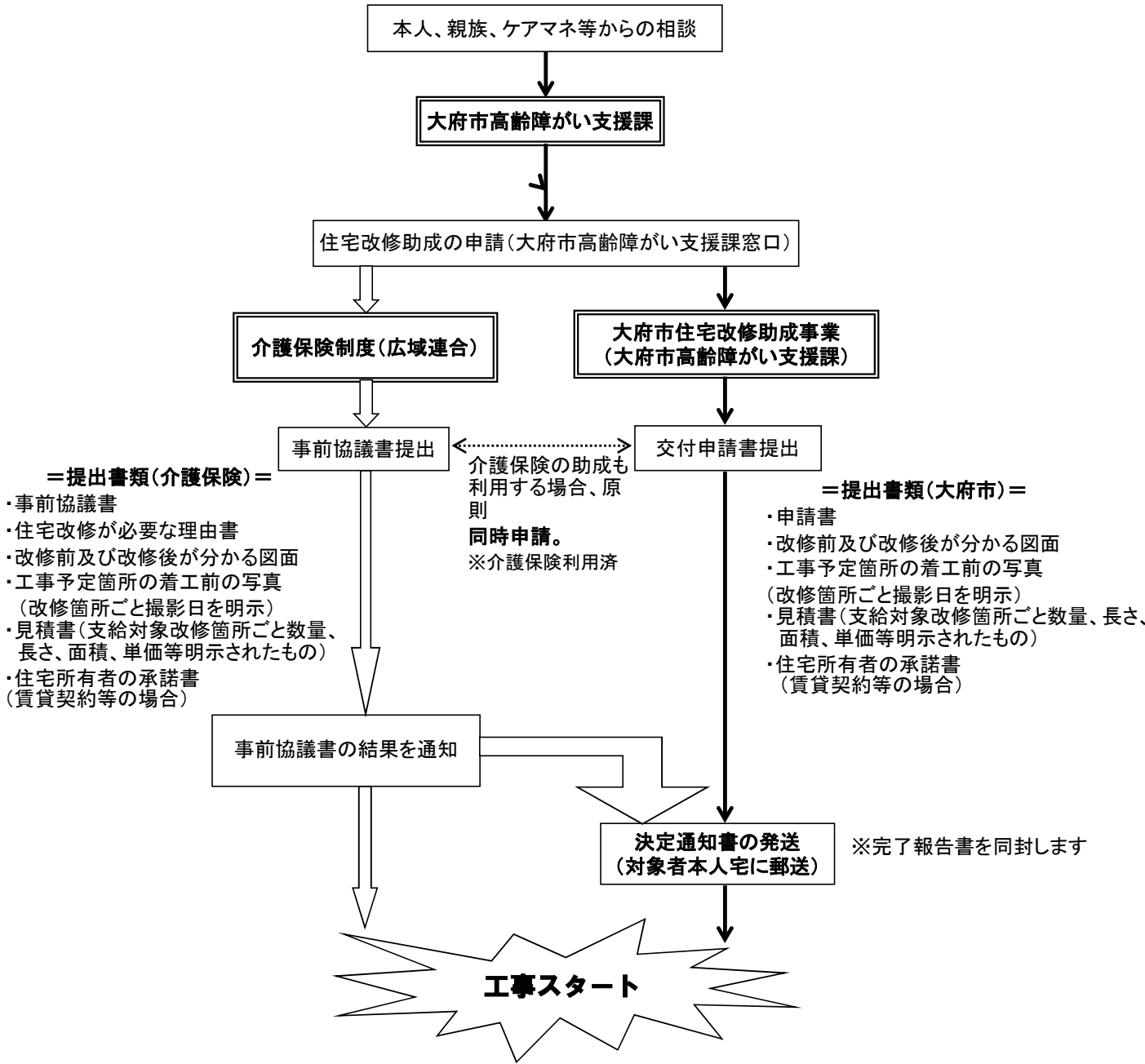
○問合せ先

大府市役所 高齢障がい支援課（高齢係）0562-45-6289

大府市住宅改修助成の流れ

(住宅改修の相談から工事開始まで)

- * 受給者が自宅で生活をしていなくても決定通知後、着工は可能です。
- * 市から支給決定がおきる前に実施した工事については、助成が受けられません。

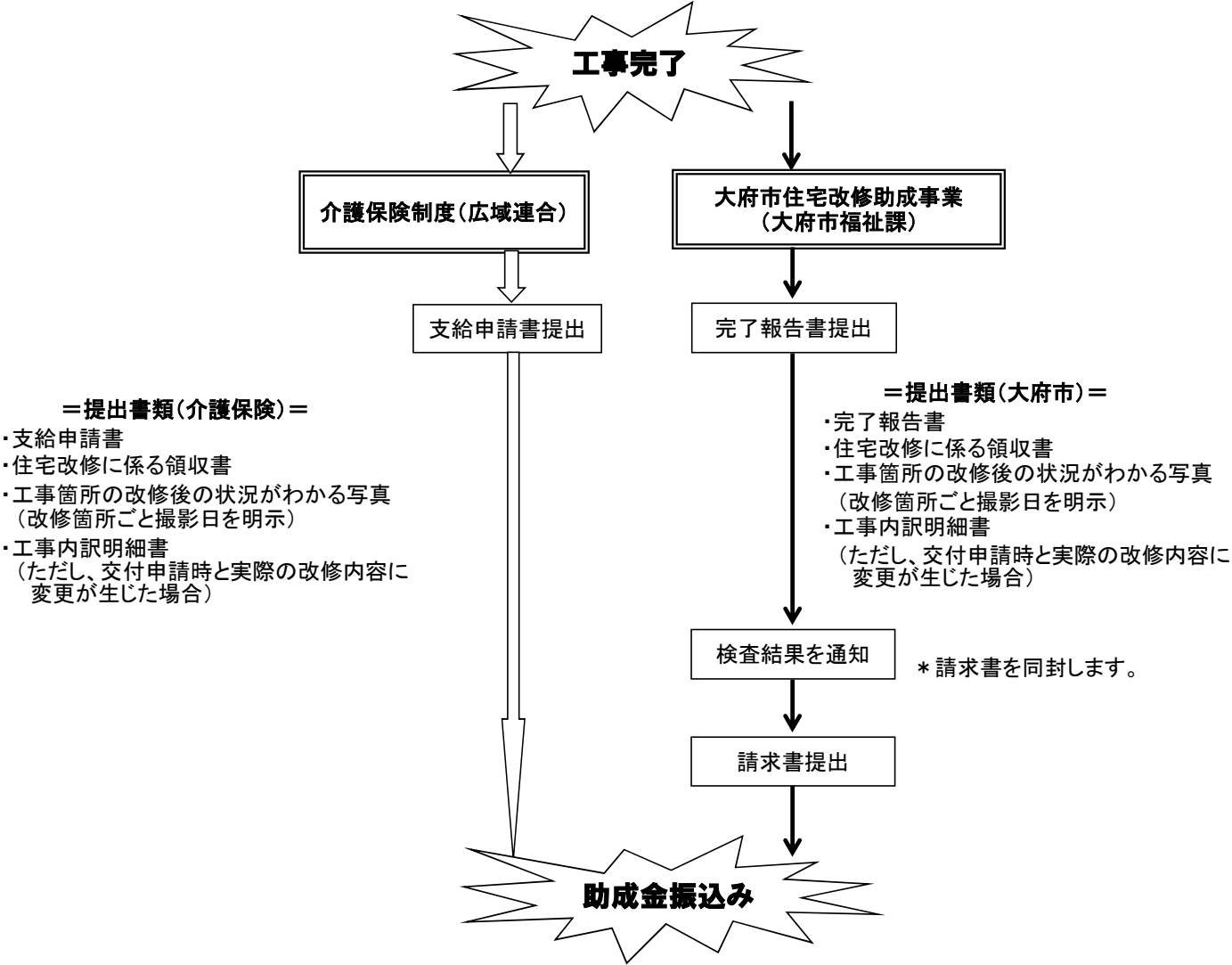


- **大府市住宅改修助成事業対象工事****
- ①手すりの取付け
 - ②段差の解消
 - ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更
 - ④引き戸等への扉の取替え
 - ⑤洋式便器等への便器の取替え

住宅改修助成の流れ

(工事完了から請求まで)

* 請求行為は、請求時、受給者が在宅生活をしていることが前提となります。



- **住宅改修助成事業対象工事****
- ①手すりの取付け
 - ②段差の解消
 - ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更
 - ④引き戸等への扉の取替え
 - ⑤洋式便器等への便器の取替え

- 『⑥その他これらの各工事に付帯して必要な工事』とは・・・**
- ・手すりの取付けのための下地の補強
 - ・浴室の床の段差解消(床のかさ上げ)にともなう給排水設備工事
 - ・床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料変更のための路盤整備
 - ・扉の取替えにともなう壁または柱の改修
 - ・便器の取替えにともなう給排水設備工事(水洗化工事を除く)、床材の変更

大府市住宅改修助成事業 必要書類【改修前】

■ 申請に必要な書類（改修前）

	提出書類	留意事項
1	大府市住宅改修助成事業交付申請書（必須）	① 申請者は <u>対象者本人</u> ② 介護保険の住宅改修の補助と併用して助成を受ける場合は、介護保険の事前協議書も同時に窓口に提出すること。 ③ 必ず「 <u>工事前</u> 」に申請する ④ 詳細は、「 <u>記入見本</u> 」を参照
2	改修前後の図面（必須）	
3	改修予定箇所の改修前の写真（必須）	① 日付入りの写真であること。（カメラに日付機能がない場合は、黒板・紙等を利用して写真の中に日付を入れること。） ② 改修箇所全ての写真を提出すること。（改修箇所ごとに改修する部分全体が確認できること。） ③ 詳細は、「 <u>撮影方法</u> 」を参照
4	見積書（必須）	① 工賃と材料費を適切に区分すること。 ② 材料費については、材質・サイズなどの規格や数量・単価など可能な限り詳細を記載すること。（既製品を利用する場合は、カタログのコピーを添付することが望ましい。） ③ 住宅改修の種類を明記することが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりの取付け ・ 段差の解消 ・ 滑り防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更 ・ 引き戸等への扉の取替え ・ 洋式便器等への便器の取替え ④ 写真と照合できるように表示することが望ましい。 ⑤ 詳細は、「 <u>記入例</u> 」を参照
5	所有者の承諾書	① <u>賃貸住宅等を改修する場合</u> に提出すること。 ② 事前に住宅の所有者に承諾を得てから改修すること。

大府市住宅改修助成事業 必要書類【改修後】

■ 申請に必要な書類（改修後）

	提出書類	留意事項
1	大府市住宅改修助成事業 工事完了報告書（必須）	<p>⑤ 申請者は<u>対象者本人</u>であること</p> <p>⑥ 詳細は、「記入見本」を参照</p>
2	領収書（必須）	<p>④ 宛名は<u>対象者本人</u>であること。</p> <p>⑤ 印紙が適切に添付してあること。</p> <p>⑥ コピー不可。原本を提出すること（市窓口にて原本確認後、返却します）</p>
5	改修後の写真（必須）	<p>③ 日付入りの写真であること。（カメラに日付機能がない場合は、黒板・紙等を利用して写真の中に日付を入れること。）</p> <p>④ 改修箇所全ての写真を提出すること。（改修箇所ごとに改修する部分全体が確認できること。）</p> <p>⑤ 改修前後を対比できるような写真であること。 [ポイント] (ア)同方向から写真を撮る。 (イ)目印になるものを入れて写真を撮る。</p>
4	工事内訳書 （交付申請時と実際の改修内容に変更が生じた場合）	<p>⑥ 工賃と材料費を適切に区分すること。</p> <p>⑦ 材料費については、材質・サイズなどの規格や数量・単価など可能な限り詳細を記載すること。（既製品を利用する場合は、カタログのコピーを添付することが望ましい。）</p> <p>⑧ 住宅改修の種類を明記することが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりの取付け ・ 段差の解消 ・ 滑り防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更 ・ 引き戸等への扉の取替え ・ 洋式便器等への便器の取替え </p> <p>⑨ 写真と照合できるように表示することが望ましい。</p>